

新型インフルエンザ（A/H1N1）国内発生当初の学校臨時休業等の対応について

兵庫県教育委員会事務局 体育保健課長 濱田 浩嗣

兵庫県では、5月16日、神戸市内の高校生（海外渡航歴なし）に新型インフルエンザの感染が確認された。全県の小・中・高等学校、特別支援学校を臨時休業するなど、前例のない措置を行ったが、学校現場では少なからず混乱が生じた。

1 今回とった対策の概要

（1）県の関係規定

兵庫県新型インフルエンザ対策計画〔平成21年4月27日改定〕 ○ 原則として、県内において第1例目の患者が確認された時点で、県下の全ての学校等に臨時休業を要請
県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画（Ver.1）〔平成21年5月1日〕 ○ 新型インフルエンザ発生時の県立学校における基本的対応を整理 ○ 臨時休業中の生徒指導及び学習指導に関する参考資料、教職員の業務体制モデル、健康観察票などを提示

（2）兵庫県のとった対策

当初、患者のほとんどが県立高校生であったことから、県立高校の学区単位で休業を行った。

平成21年5月18日からは、全県の小・中・高等学校、特別支援学校の休業を要請したが、5月23日をもって面的規制から学校単位の規制に切り替えて実施した。

兵庫県の学区（16学区）

神戸第一・芦屋学区、神戸第二学区、神戸第三学区、尼崎学区、西宮学区、宝塚学区、伊丹学区、丹有学区、明石学区、加印学区、北播学区、姫路・福崎学区、西播学区、北但学区、南但学区、淡路学区

日時	休業措置の状況
5/16 (土)	○ 県内発生確定を受け対応方針を決定 〔区域〕神戸第一・芦屋学区（神戸市東灘区・灘区・中央区、芦屋市） 〔内容〕・県立学校及び県立大学（神戸キャンパス）の休校 ・学校行事（修学旅行、校外活動等）の中止又は延期 ・市立学校及び私立学校、大学等に対する休校要請 ○ 他の県立高校の生徒の感染が確認されたことから、制限区域を拡大 〔区域〕神戸第二学区（神戸市兵庫区・北区・長田区）を追加 〔内容〕次の内容を追加 ・同区域内外の県立学校においては、同区域から通学している児童生徒に対し出席停止（市立学校及び私立学校等の自宅待機を要請）
5/17 (日)	○ 他の県立高校の生徒の感染が確認されたことから、制限区域を拡大 〔区域〕加印学区（加古川市、高砂市、姫路市（別所小学校区、大的中学校区）、稲美町、播磨町）、南但学区（養父市、朝来市、香美町小代区・村岡区）を追加 〔内容〕次の内容を追加 ・休業措置がとられた場合の外出自粛の徹底を要請 ・大学等に対し、帰省等不要不急の外出自粛を要請 ○ 大阪府内の私立高校で、県内在住の生徒に感染が確認されたため、患者生徒の住所地の市区内に所在する県立大学、県立学校及び市立・私立高校を休業とした。 〔区域〕神戸第三学区（神戸市須磨区・垂水区・西区）、阪神地域（三田市及び芦屋市）、明石市 〔内容〕制限内容を緩和して実施 ・県立学校及び県立大学（神戸学園都市及び明石キャンパス）の休校 ・学校行事（修学旅行、校外活動等）の中止又は延期 ・市立学校及び私立学校に対する休校要請
5/18 (月)	○ 他の県立高校の生徒の感染が確認されたことから、制限区域を拡大 〔区域〕北但学区（豊岡市、新温泉町、香美町北部）を追加 ○ 全県の県立学校を休校とし、全県の小・中・高等学校、特別支援学校の休業を要請
5/23 (土)	○ 面的規制から施設単位の規制への転換

※休業校園数 幼稚園 281 園、小学校 824 校、中学校 390 校、高校 219 校、特別支援学校等 42 校
専修学校 79 校、各種学校 45 校、高等専門学校 2 校、大学 62 校

【休業に伴う影響と対応等】

影 響	対 応 等
休業による学習の遅れ	電話・訪問による生活指導、学習指導
長期休業による授業時間数の不足	夏休み等の活用や、学校行事の工夫等
修学旅行の中止・延期	旅行者の免除を要望

【現場の状況等】

- ・ 県内発生当初、多くの報道機関が学校や病院に詰めかけ、現場が非常に混乱した。

学校に対し、個人名の開示要求、患者本人への取材の申し込みを行うなど、一部で行き過ぎた取材も見られた。各学校では、混乱しつつも対策本部の設置、校長・教頭への取材対応の一元化、記者会見の実施等の対策がとられた。

- ・ 患者は高校生とその関係者が圧倒的に多かったため、全県立学校の生徒、教職員及び同居者を対象に健康調査を実施した。（学校サーベイランスシステムに移行）
- ・ 部活動の交流に参加した高校生の生徒が多く感染しており（22名）、交流し合いが感染ルートと推定されたため、患者が発生した学校の対外交流活動を禁止した。
- ・ 部活動でのペットボトルの回し飲みが感染の原因であることが疑われたため、学校再開にあたって部活動のあり方（ペットボトル、タオルの共有）について、全県立学校に注意喚起を通知した
- ・ 休業期間中に生徒が友人と遊ぶなどして感染が拡大した事例があったため、兵庫県新型インフルエンザ対策本部から休業中の外出自粛徹底を通知するとともに、生徒指導担当教員を中心に全県で巡回指導を実施した。

【5月23日以降の対応】

ア 5月22日現在で患者がいた県立学校の措置

- ・ 10名以上の患者が発生した学校については引き続き7日間、臨時休業を継続
- ・ それ以外の学校については、患者の直近の発症者日から7日間（発症日の翌日が1日目）臨時休業を継続

イ 新たに患者が発生した場合の措置

- ・ 感染者、疑い患者、濃厚接触者を一定期間、出席停止とする。
- ・ 県立学校の新型インフルエンザ（A/H1N1）臨時休業基準（休業期間：原則7日間）5/29～

学級閉鎖	(a)クラス内で新型インフルエンザ感染者が複数名発生したとき (b)新型インフルエンザの疑いのある患者がクラスで10～15%に達したとき
学年閉鎖	学年内において複数クラスが学級閉鎖になったとき
学校休業	複数学年において新型インフルエンザの感染者が急速に増加するなど、学校内において、新型インフルエンザがまん延するおそれがあると判断されるとき

- ・ 臨時休業等に際しての指導等
 学校長は、臨時休業等により出席停止とした児童生徒に対し、次の指導等を行う。
 - (a)感染拡大防止のための臨時休業等の意義などの健康教育を行うとともに、健康状態の調査を継続すること。
 - (b)本人や家族等同居者が体調不良の場合は、速やかに学校へ連絡するとともに、健康福祉事務所（保健所）へ相談するよう徹底すること。
 - (c)自宅での生活を基本とし、感染予防対策を励行するとともに、不要不急の外出を避けるように指示すること。
 - (d)特に、生徒同士の接触や繁華街への外出等は厳に慎むよう徹底すること。

ウ 心のケア等相談体制を強化

カウンセラー等を中心に児童生徒の心のケア等教育相談を強化

2 評価

(1) 有効であった対応

ア 全県の学校休業

全県の小・中・高等学校・特別支援学校の休業以降、県内の患者発生数は急激に減少し、感染拡大防止に一定の効果があったと考えられる。

(2) 解決すべき課題

ア 面的規制の基準

弱毒性インフルエンザに対応した面的制限の基準（規制区域の単位、規制を発動する時期等）が明確でなかったため、規制内容の決定に時間を要した。

イ 対応のばらつき

国のガイドラインでは、学校等の休業要請は都道府県が行うとされていたが、市町が独自に休業措置を決定したため、県と市町と臨時休業の範囲等が異なり、一部混乱があった。

ウ 規制単位

県立学校の学区単位で規制したため、市や町の一部のみが対象となるなど、行政区域と一致市内地域が生じ、地域における措置に困難が生じた。

エ 校区のない学校への対応

私立学校等（幼稚園、小中高等学校、専修・各種学校）、一部の公立高校（単位制・総合学科等）及び大学は、生徒（学生）の居住区が広範囲にわたるため、校区単位の規制ではカバーできなかった。

オ 長期休業の限界

長期間の臨時休業・外出自粛は学習指導、生徒指導及び家庭での生活指導に限界があり、現場では1週間が限度との声が強かった。

カ 経費補填

修学旅行等学校行事・延期又は中止による取消料や、給食とりやめにより発生した購入済食材等のキャンセル費用、生徒連絡用の携帯電話レンタル料等の通信費用が発生したが、その経費を誰が負担するのか明確でなかった。

キ 感染ルートに対する拡大防止措置

今回の新型インフルエンザの感染者とその家族等が大きな割合を占めるなど感染源がほぼ特定されていたことから、迅速な濃厚接触者の把握、感染拡大防止が不可欠であったほか、高校生に対する感染防御に関する啓発も重要な対策となった。

ク 休業中の感染防止

学校の生徒等の間で、休業の趣旨が充分理解・徹底されず、休業中に生徒間の接触があり、感染が拡大したケースがあった。